

総合評価方式に関する実施要領

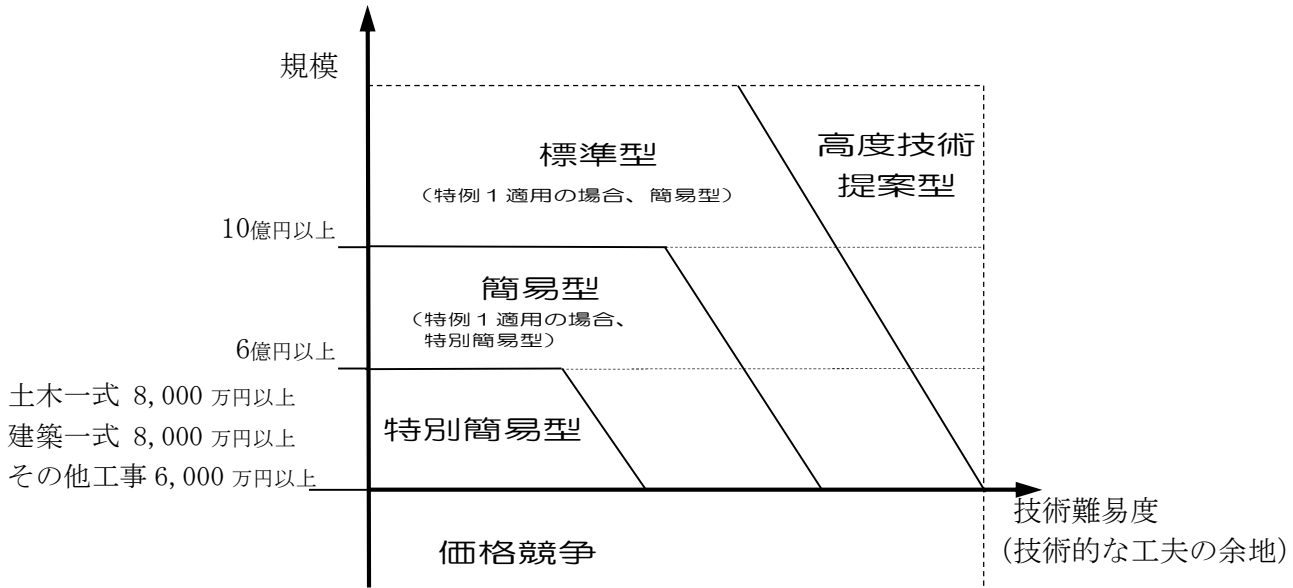
この要領は、岡崎市建設工事総合評価方式実施要綱に基づく運用上の基本的な事項をとりまとめたものである。

1 総合評価方式の選定

総合評価方式は、工事の特性（規模、技術難易度）に応じて、下表を参考に、特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかの型式を選定するものとする。

※簡易型は予定価格6億円以上、標準型は10億円以上を標準とする。

【総合評価方式 適用表】



※ 特例 1

簡易型・標準型以上の案件であっても、その工事の仕様・品質等に提案を求める必要がないものについては、標準型を簡易型、簡易型を特別簡易型とした発注ができるものとし、入札参加者審査委員会で審査する。

※ 特例 2

簡易型、標準型又は高度技術提案型で発注を行い不調となった場合は、再度公告入札を特別簡易型で実施することができる。ただし、簡易型、標準型又は高度技術提案型の再度公告入札に付す時間が無い場合に限るものとし、入札参加者審査委員会で審査する。

【型式別の審査内容】

▽技術的工夫の余地が大きい

▼高度技術提案型 構造物の品質の向上を図る提案
(強度、耐久性、景観、ライフサイクルコスト等)

▼標準型 施工上の提案等
(安全対策、環境への影響、工期の縮減等)

▽技術的工夫の余地が小さい

▼簡易型 簡易な施工計画等
(施工上の課題、品質管理、周辺配慮、工程の把握等)

▼特別簡易型 施工実績等

2 総合評価の方法

(1) 特別簡易型

特別簡易型の総合評価は、別に定める「特別簡易型評価基準」により実施する。

この基準は、学識経験者を招請した入札参加者審査委員会において、あらかじめ承認を受けて個別の入札に適用する。

基準を運用するに当たり、入札ごとに「同種工事」を定義する必要がある、この定義の審査は、入札参加者審査委員会が行う。また、入札参加者の評価点の算出（採点）は、契約課が行う。

基準の見直しが必要となる場合は、入札参加者審査委員会に学識経験者を招請し、評価項目、評価基準及び配点の妥当性について意見を聴取するものとする。議事の規定は岡崎市入札参加者審査委員会規程を準用する。

(2) 簡易型

発注課は、総合評価に関する委員会を組織して、別に定める「簡易型の実施の手引」を参考に、個別の入札ごとに簡易な施工計画に係る評価項目、評価方法及び配点を設定した評価要領を作成するとともに、簡易な施工計画に係る評価点の算出（採点）を実施するものとする。なお、その他の評価点の算出（採点）は契約課が行う。

また、契約課は次に掲げる場合は、学識経験者から意見を聴取するものとする。

- ① 落札者決定基準を定めるとき。
- ② 落札者を決定するとき。（学識経験者が必要と認める場合に限る）

意見聴取の方法は、関係資料を学識経験者にメール等で送付し、web会議等により発注課及び契約課で内容説明、意見聴取することを基本とする。聴取した意見は、入札参加者審査委員会に報告し、審議する。ただし、入札参加者審査委員会の開催時に意見聴取することもできる。

(3) 標準型及び高度技術提案型

発注課は、原則として専門の学識経験者2名以上を含む総合評価に関する委員会を組織して、別に定める「標準型及び高度技術提案型の実施の手引」を参考に、個別の入札ごとに技術提案に係る評価項目、評価方法及び配点を設定した評価要領を作成するとともに、技術提案に係る評価点の算出（採点）を実施するものとする。なお、その他の評価点の算出（採点）は契約課が行う。

また、次に掲げる場合は、その学識経験者から意見を聴取するものとする。

- ① 落札者決定基準を定めるとき。
- ② 落札者を決定するとき。（学識経験者が必要と認める場合に限る）

ただし、専門の学識経験者2名以上を含む総合評価に関する委員会を組織しない場合は、入札参加者審査委員会に学識経験者を招請し、意見を聴取し、審議するものとする。落札者を決定する時の意見聴取の方法は、メール等で行うことも可能とする。

※ 1者応札に係る落札決定の取扱い

簡易型、標準型における落札者決定は、評価判断が地方公共団体の恣意的にならないよう、客観性を確保するために学識経験者の意見を聴取することを原則とするが、開札後に1者応札が判明した場合は、評価結果により落札者が左右される恐れがないことから、学識経験者に意見聴取の必要性について改めて確認の上、不要と判断されたときは、意見聴取を行わず、入札参加者審査委員会において審議するものとする。

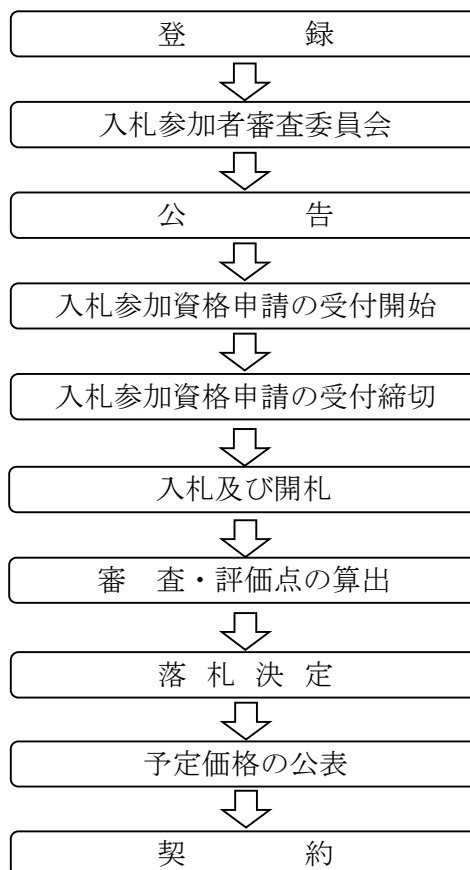
3 実施手順

総合評価方式を実施する場合の標準的な手順は、以下のとおりとする。

なお、所要日数は、目安であり工事の内容、盆正月、祝祭日等に応じて変化する可能性がある。

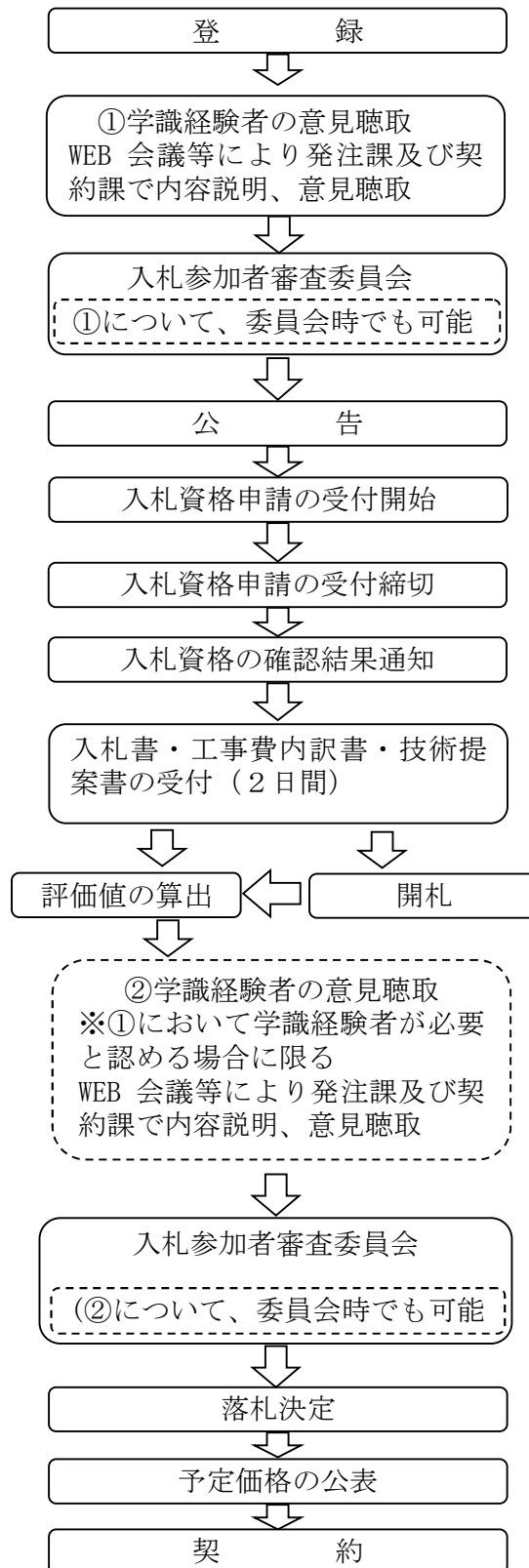
特別簡易型（土木一式・建築一式8千万円・その他工事6千万円以上）

学識経験者の意見聴取（前年度）



1 箇月程度

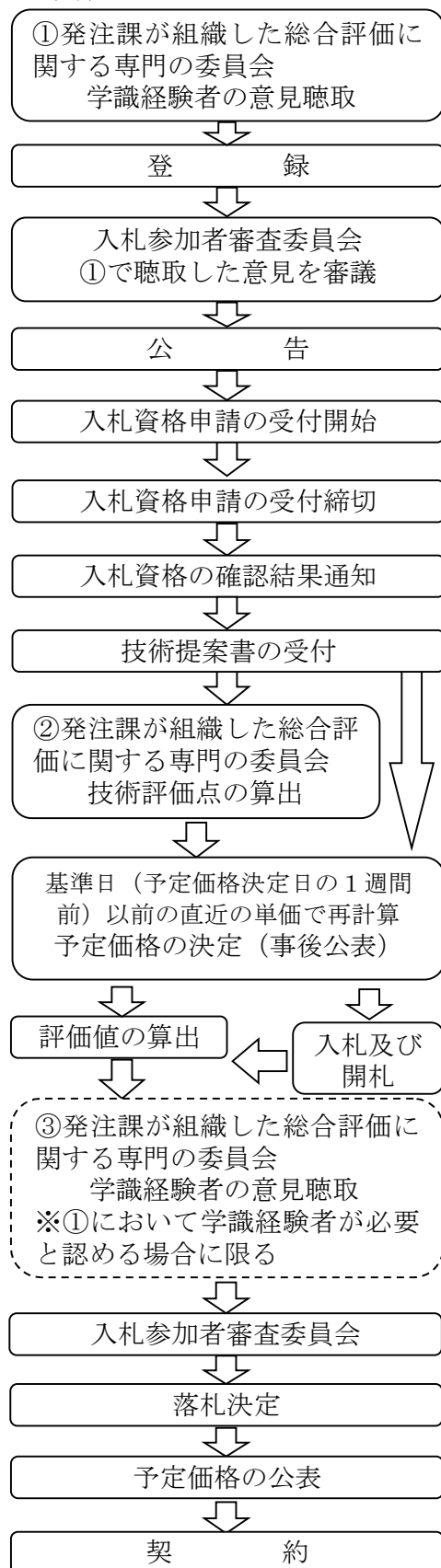
※ 学識経験者の意見聴取は、定期的に行い、あらかじめ評価基準の策定、見直しを行い、個別の入札では、個々に意見聴取は行わない。



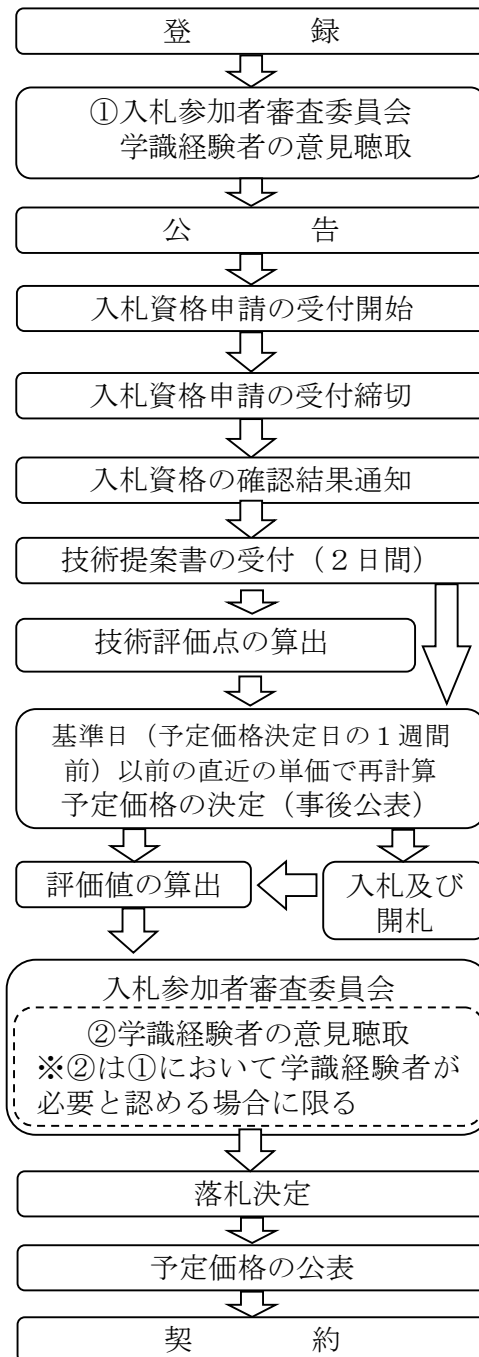
2 箇月程度

標準型（高度技術提案型）

(1)発注課が専門の学識経験者を含む
総合評価に関する委員会を組織し
た場合



(2)発注課が専門の学識経験者を含む
総合評価に関する委員会を組織し
ない場合



3 箇月程度（標準型）

※高度技術提案型については、技術対話による提案の改善等に必要な日数として1 箇月程度の増加が見込まれる。※「標準型及び高度技術提案型の実施の手引」参照

4 技術提案等の履行の確保

特別簡易型以外の総合評価では、参加者から提出された技術提案や施工計画が実施されなかった場合の措置を次のように定める。

(1) 簡易型

提案が実施されなかった場合、「○」の評価を受けた施工に関する計画書の計画1つにつき、工事成績から2点を減点する。また、「△」の場合は、1点を減点する。減点する項目は、岡崎市工事成績評定表（様式第307号）の「法令遵守等」とする。

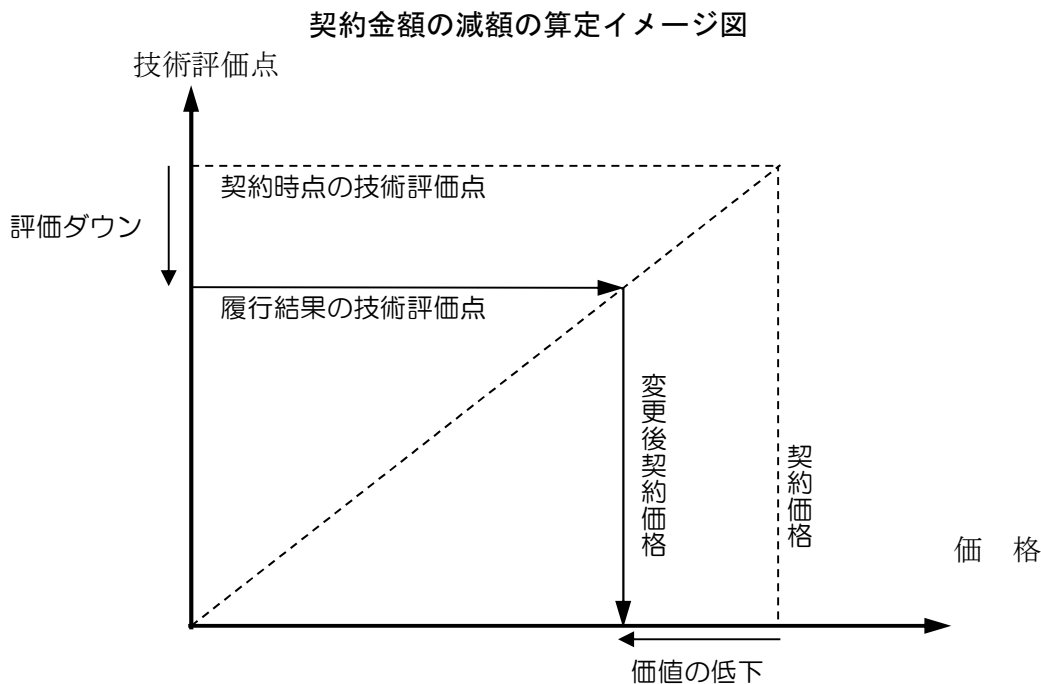
(2) 標準型及び高度技術提案型

技術提案の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求する。

施工方法に関する技術提案の不履行の場合には、受発注者間において協議し、受注者の責である場合には、契約金額の減額を行う。

いずれの場合においても工事成績の減点対象とする。

契約金額の減額は、入札時点の技術評価点と実際の履行結果に基づく技術評価点との差に対応した金額を減額するものとする。



5 技術者の変更

工事期間中にやむを得ない理由により、配置技術者の途中変更を行う場合は、入札参加申請時における配置予定技術者の能力の評価点と同等以上の者を配置することが基本であるが、同等以上の者を配置できない場合の措置を次のように定める。

- (1) 総合評価における評価点が0.5点以上、3点以下の減点の場合、岡崎市工事成績評定において1点減点する。
- (2) 総合評価における評価点が3.5点以上の減点の場合、岡崎市工事成績評定において2点減点する。